

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成24年2月8日から11月6日までの間に347機関について監査しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成24年12月13日

長野県監査委員 吉澤直亮
同 田口敏子
同 上野紘志
同 風間辰一

平成24年度定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定並びに平成24年度監査基本計画に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に則って適正に処理されているか、また、事務の執行が効率的、合理的に行われているかについて、監査を実施しました。

2 対象年度

平成23年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 対象機関及び実施期間

監査対象347機関（一般会計・特別会計341機関、企業特別会計6機関）について、平成24年2月8日から11月6日までの間に実施しました。実施機関の一覧は、別表2のとおりです。

4 実施状況

(1) 一般会計・特別会計の実施機関341機関のうち、146機関については実地監査を、195機関については書面監査を実施しました。

区分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本庁	76	74	2
現地機関	265	72	193
計	341	146	195

(2) 企業特別会計の実施機関6機関のうち、2機関については実地監査を、4機関については書面監査を実施しました。

区分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本庁	1	1	0
現地機関	5	1	4
計	6	2	4

(3) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

(4) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。

(5) 重点監査は、テーマを「行政財産目的外使用許可に係る減免等について」として実施しました。

工事監査は、重点監査項目を「街路樹等の管理について」として実施しました。

第2 監査の結果

監査の結果は、一般会計・特別会計において、指摘事項が6件、指導事項が36件、検討事項が3件、企業特別会計において、指導事項が1件ありました。（別表1参照）

指摘事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指示し、措置状況の回答を求めました。

指導事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指導し、処理状況の回答を求めました。

検討事項については、当該事項を所管する関係機関に対し、文書により検討を指示し、措置状況の回答を求めました。

なお、指摘事項、指導事項又は検討事項に係る機関以外においては、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められました。

〔一般会計・特別会計〕

(単位：件)

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
収入事務	1	7	1	9
契約事務	1	10	0	11
支出事務	3	17	1	21
補助金事務	1	1	0	2
財産管理事務	0	1	1	2
計	6	36	3	45

〔企業特別会計〕

(単位：件)

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
収入事務	0	0	0	0
契約事務	0	0	0	0
支出事務	0	0	0	0
補助金事務	0	0	0	0
財産管理事務	0	1	0	1
計	0	1	0	1

【監査結果の区分】

1 指摘事項

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

2 指導事項

指摘には至らないが改善を要するもの

3 検討事項

制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの

※ 次頁以降の表中の【重点監査】【工事監査】の表示は、その監査結果であることを示します。

一般会計・特別会計

指 摘 事 項

分 類	指 摘 事 項 (分類コード)	課所名
収入事務 1件	1 その他調定等に関する事務処理が適切でないもの (125)	
	平成22年4月から平成25年3月までの自動販売機2台の行政財産貸付けに係る管理経費(電気料金)について、平成23年4月から平成24年8月までの調定・収入の事務処理を怠り、118,773円の徴収漏れが生じた。 【重点監査】	北部高等学校
契約事務 1件	1 その他契約に関する事務処理が適切でないもの (270)	
	公用車燃料の単価契約の変更を、決裁を受けることなく口頭で行い、これに起因して、平成23年5月分の燃料代129,050円を、決議を受けることなく支払うなど、不適正な事務処理を行っていた。	安曇野建設事務所
支出事務 3件	1 その他支出に関する事務処理が適切でないもの (386)	
	(1) 発達障害支援専門員配置事業の2件の委託契約において、概算払額が事業の確定額を上回っていたため、精算時に戻入処理が必要であったにもかかわらず、当該処理を怠り、計1,767,326円の過払が生じた。	特別支援教育課
	(2) 犬舎の冷媒ガス漏れ修理経費20,685円について、事務担当者が自費により支払っていた。また、支払期限を経過したものが15件、766,270円あるなど、不適正な事務処理を行っていた。	飯田保健福祉事務所
(3) 臨時的任用職員の社会保険料の納付について、本人負担分保険料の徴収を怠り自費で立替納付がなされ、これに起因する納付遅延により延滞金1,600円が生ずる不適正な事務処理を行っていた。 また、混合ガソリン購入代金の支払について、平成23年6月及び8月の2回分の納品書や請求書を紛失してしまい、7,602円の支払が年度末まで遅延するなど、不適正な事務処理を行っていた。	安曇野建設事務所	
補助金事務 1件	1 その他補助金に関する事務処理が適切でないもの (430)	
	健康増進事業費補助金の執行に当たり、補助事業者からの所要額の的確な把握等を怠り、補正予算要求を行わなかったことにより34,891,000円の予算不足を生じさせた。結果的には、他の事業費から流用することにより所要額を交付したものの、年度末の予算執行に混乱を招いた。また、国庫補助金19,167,000円の交付を受けることができなかった。	健康長寿課

指導事項

分類	指導事項(分類コード)	課所名
収入事務 7件	1 調定の時期が適切でないもの(124)	
	(1) 行政財産目的外使用許可に係る使用料について、4月30日までに徴収すべきところ、5月以降に行っていた。 【重点監査】	諏訪地方事務所建築課 伊那保健福祉事務所
	(2) 行政財産目的外使用許可及び貸付けに係る使用料及び貸付料について、4月30日までに徴収すべきところ、6月以降に行っていた。 【重点監査】	看護大学
	(3) 自動販売機の行政財産貸付けに係る貸付料について、4月30日までに徴収すべきところ、5月以降に行っていた。 また、管理経費について、平成23年4月分及び8月分の電気料金11,916円の調定を年度末まで行っていなかった。 【重点監査】	安曇野建設事務所
	2 その他収入に関する事務処理が適切でないもの(130)	
	(1) 県単街路事業の地元負担金(当初額750,000円)徴収事務に当たり、平成23年10月7日の施行通知を受けて、直ちに該当市に対して地元負担金に係る承諾書の提出を求めるべきところ、これを怠り、年度末になってから該当市に提出を求めたため、平成23年度補正予算の市長専決により対応せざるを得ない状況を招いた。	松本建設事務所
	(2) 河川占用料について、納期限までに納入されなかった場合は、納期限後20日以内に督促状を発すべきところ、この期限を36日経過して行っており、さらに、督促状に指定する履行期限を発付の日から起算して10日を経過した日とすべきところ、17日を経過した日としていた。また、履行期限までに納入されなかったものにつき催告を行うべきところ、これを怠っていた。	長野建設事務所
	(3) PTAが実施している校外模試に係る行政財産一時使用許可について、管理経費(581円)を徴収していなかった。 【重点監査】	松川高等学校
	(4) 講師に係る社会保険料の算出額を誤り、被保険者負担4名分6,858円(7月及び8月分)を多く徴収していた。また、講師1名分3,059円(7月分)は徴収不足となり、その分県費が過払となっていた。	飯田高等学校
	契約事務 10件	1 入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの(250)
(1) 随意契約により実施した「精神科救急情報センター事業業務委託」(予定価格28,170,000円)について、長野県建設工事請負人等選定委員会(県委員会)の審議を経ていなかった。		健康長寿課
(2) 随意契約により実施した「産業廃棄物収集運搬処理業務委託」(単価契約、年間委託予定額406,350円)について、長野県建設工事請負人等選定委員会(所委員会)の審議を経ていなかった。		佐久地方事務所地域政策課
(3) 随意契約により実施した「社会資本整備総合交付金事業(国道406号長野市旧村山橋の鉄道施設撤去工事)」(予定価格65,760,000円)について、長野県建設工事請負人等選定委員会(所委員会)の審議を経ていなかった。 【工事監査】		長野建設事務所
2 入札手続及び見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの(260)		
「県単河川改修工事(上田市常磐城)」(当初設計額18,763,500円)については、標準的な工期として約150日間必要であり年度末の入札であることから、本来は、早期に繰越承認を得るか、債務負担行為を設定した上で、適切な工期を確保して発注すべきであったところ、入札公告で繰越手続中である旨を記載して、繰越しを前提としたような発注とし、当初工期を11日間で契約を締結していた。 【工事監査】		上田建設事務所
3 その他契約に関する事務処理が適切でないもの(270)		
(1) 「平成22年度社会資本整備総合交付金(活力創出基盤整備)(千曲市冠着橋)」の設計業務委託の入札において、入札参加資格業種要件として「建設コンサルタント(電気電子)」の資格を求めていたが、同資格を有しない落札候補者を適格として契約を締結していた。 【工事監査】	千曲建設事務所	

	(2) 「県単道路防災工事(牧干保線上高井郡高山村湯沢滝沢)」の契約保証金について、契約時には歳入歳出外現金として処理していたが、変更契約による増額分(現金13,387円)については、歳入歳出外現金として処理することなく、所内の金庫で33日間保管していた。 【工事監査】	須坂建設事務所
	(3) 除雪業務委託に伴い除雪車等を無償貸与する際には、委託契約書において、「対人・対物とも無制限」とする任意保険への加入を義務付けているが、対物について「無制限」ではなく、「10億円」とする保険に加入しているものが4件認められた。	北信建設事務所
	(4) 廃薬品等収集運搬処理業務委託契約(委託額614,250円)において、見積合わせにより受託者を1者に決定しながら、受託者との収集・運搬及び処分契約(契約額600,600円)、一部廃薬品の収集運搬については受託者及び別の収集運搬業者との三者による契約(契約額10,500円)、当該一部廃薬品の処分については別の処分業者との契約(契約額3,150円)の3種類の契約を行っていた。 これに係る三者の契約及び処分業者との契約を、見積書を徴取せずに行っていた。 また、収集運搬による三者の契約に係る契約書には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第12条第6項及び同法施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の4の2の規定により、契約の相手ごとに支払う料金を記載すべきところ、合算した金額を記載していた。	農業大学校
	(5) 「平成22年度県単地すべり対策工事(大町市池の平(3))」(当初契約額10,185,000円)において、4倍を上回る大幅な変更契約(変更後契約額42,472,500円)を行っているが、増工分の工事について契約の変更で実施しなくてはならない状況であったとはいえ、分離発注するなどの検討を十分に行っていなかった。 【工事監査】	犀川砂防事務所
	(6) 随意契約により実施した「自家用電気工作物の保守管理点検業務委託」(契約額173,880円)において、2者へ見積書の提出を求めたところ、このうち1者が辞退したため、「2人以上の者から見積書を徴する」要件を満たさず、不調とすべきであったにもかかわらず、提出された見積書が予定価格に達していたことから採用決定し、契約を締結していた。	長野養護学校
	1 職員手当支給の返納又は追給を要するもの(311)	
	(1) 超過勤務手当(小学校、給食業務従事者)の支給に過払のあるものがあった。 (1名2時間分 6,408円)	南信教育事務所
	(2) 教育業務連絡指導手当(小学校)の支給に過払のあるものがあった。 (3名5日分 500円)	東信、南信教育事務所
	(3) 多学年学級担当手当(小学校)の支給に過払のあるものがあった。 (1名1日分 150円)	北信教育事務所
	(4) 教員特殊業務手当(小学校、修学旅行等引率指導業務)の支給に過払のあるものがあった。 (2名2日分 13,600円)	南信教育事務所
	(5) 教員特殊業務手当(小・中学校、特別支援学級等指導業務)の支給に過払のあるものがあった。 (5名7日分 4,200円)	東信、南信、中信、北信教育事務所
	2 旅費の返納又は追給を要するもの(321)	
	松本市から弘前市への出張旅費について、JR利用で片道601km以上の往復同一経路であったが、乗車券の往復割引を適用しなかったため、2,400円が過払となっていた。	松本県ヶ丘高等学校
	3 工事請負費の執行が適切でないもの(331)	
	(1) 「平成22年度復旧治山(通常)工事(木曾郡木祖村字うるし沢)」における法面掘削工事において、降雨により法面崩壊が発生した際、その後の工事の安全を図るための伸縮計設置など、必要な措置を講ずるよう受注者に対する指示を行っていなかった。その後、降雨によって再び法面が崩壊しており、重大な事故につながるおそれがあった。 【工事監査】	木曾地方事務所林務課
	(2) 「平成23年度県単治山工事(長野市信更町三水)」は、「平成22年度災害関連緊急治山工事(国庫補助事業)」の谷止工工事を進める中で必要となった作業ヤードとして、鉄板を150日間敷設し作業終了後に撤去を行う追加工事であり、本来なら、変更契約によるべきところ、補助事業予算が不足したため、谷止工の竣工間際になり、設計内容と異なる短い工期で、県単事業予算により別途工事として随意契約していた。 【工事監査】	長野地方事務所林務課
支出事務 17件	4 支出科目が適切でないもの(382)	
	(1) 修学旅行の下見のため沖縄県へ出張した教諭の出張先での移手段として使用したレンタカー代金7,700円を「旅費(旅行雑費)」から支出していたが、「使用料及び賃借料」から支出すべきであった。	阿南高等学校

	(2) 一般廃棄物を広域連合の焼却施設に持ち込み処分した費用5,980円を「使用料及び賃借料」から支出していたが、「役務費」から支出すべきであった。	阿南高等学校
	5 支出負担行為の時期が適切でないもの (383)	
	電話機の増設工事(契約額45,150円)の支出負担行為を、契約日で整理していなかった。	飯田食肉衛生検査所
	6 事前審査に関する事務処理が適切でないもの (384)	
	(1) 水土総合強化推進事業補助金(4,414,000円)及び土地改良事業等補助金(当初額2,968,000円)について、出納機関による事前審査がなかった。	農地整備課
	(2) 一般競争入札により実施した「分譲団地樹木伐採事業委託業務」(予定価格1,376,000円)について、出納機関による事前審査がなかった。	住宅課
	(3) 随意契約により実施した「FCR3500システム等保守点検業務」(予定価格1,740,060円)及び「セントラルモニタ等保守点検業務」(予定価格1,102,500円)について、出納機関による事前審査がなかった。	総合リハビリテーションセンター
	7 給付完了検査に関する事務処理が適切でないもの (385)	
	(1) 随意契約により実施した「道路使用許可調査委託業務」(契約額11,571,000円)において、該当警察署では業務の完了確認をしていたが、警察本部で財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第152条の規定による検査調書を作成していなかった。	警察本部
	(2) 「産業廃棄物処理業務委託」(契約額78,760円)は、廃酸と廃アルカリの収集運搬及び処分を一括して一業者に委託するものであった。一方、処分終了後に返送された産業廃棄物管理票(マニフェスト)では、中間処理場までの一部区間について、委託業者とは別の業者が運搬した記載となっており、契約内容と相違していたが、その事実について確認していなかった。契約内容とマニフェストの記載が相違している場合には、速やかに運搬及び処分の実態を把握し、適切な措置を講ずることが、廃棄物処理法第12条の3第8項の規定によりマニフェスト交付者の義務とされているにもかかわらず、対応がなされていなかった。	鑑識課
	8 その他支出に関する事務処理が適切でないもの (386)	
	平成22年度の清掃業務の委託料など14件、2,856,968円について、事務担当者の処理が遅延したため、平成23年1月から4月までの間の、それぞれの支払期限までに支払が行われていなかった。このため、遅延利息1,800円が生じ、その確定が5月となったため、平成23年度予算から支払われた。	総合教育センター
補助金事務 1件	1 その他補助金に関する事務処理が適切でないもの (430)	
	緊急雇用創出事業補助金において、変更額が交付決定額の10%以上の減額であり、当該補助金交付要綱等で定める「軽微な変更」に該当していないにもかかわらず、変更交付の事務手続をせず、変更交付決定と額の確定を同時に行っていた。	北安曇地方事務所 商工観光建築課
財産管理事務 1件	1 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの (540)	
	裾花ダム管理事務所が管理する土地(行政財産)の一部を電気通信設備敷地として電気通信事業者を使用させるに当たり、行政財産目的外使用許可によるべきところ、普通財産貸付承認により行っていた。 また、若里公園(都市公園)内の電柱等の工作物を占用させるに当たり、長野県都市公園条例(昭和41年長野県条例第23号)に基づく、都市公園使用許可によるべきところ、行政財産目的外使用許可により行い、使用料のみ都市公園使用料として調定・収入していた。 【重点監査】	長野建設事務所

検討事項

分類	検討事項(分類コード)	課所名
収入事務 1件	1 調定の時期が適切でないもの(124)	建設政策課
	<p>地元負担金の徴収時期について</p> <p>街路事業等に伴う地元負担金の徴収時期について、長野建設事務所での処理状況を確認したところ、該当する2市町の12事業全てについて、最終的に地元負担金の額が固まる2月上旬になって承諾書の提出を求め、年度末間近になり調定・収入をしていました。</p> <p>平成7年10月に策定された「土木部建設工事事務処理の手引き」では、原則として「工事の発注までに、その全額を調定・収入する」とされており、これにより難しいものにあっては、四半期ごとに出来高に応じて調定決議することが定められています。</p> <p>しかし、長野建設事務所の場合は、事業の進捗等に合わせ地元負担金算定額が頻繁に変更されており、負担金額が確定してから調定・収入をしていました。</p> <p>このため、特定財源の確保の観点から、地元負担金に係る市町村との協議のあり方、承諾書の提出や調定・収入の時期についての徴収事務のあり方などの見直しについて検討してください。</p>	
支出事務 1件	1 その他職員手当支給に関する事務処理が適切でないもの(312)	義務教育課
	<p>住居手当の算定について</p> <p>小中学校給与費の住居手当認定書類に添付された建物賃貸借契約書の中に、共益費、区費、駐車場代、ケーブルテレビ視聴料等を家賃に含むと記載された事例が見受けられたことから、南信教育事務所に状況調査を依頼したところ、諏訪地区の33校で54件の同様の事例が確認されました。</p> <p>県費負担教職員の住居手当支給取扱要領では、共益費等の家賃の月額に含まないものとされている料金等がある場合は、共益費等を除いた家賃の月額について貸主の証明を求めることになっていますが、貸主からは、「総額設定であり、区分できない」などの理由から、共益費等を除いた家賃の月額について証明が得られず、このため、貸主への確認経過を認定書類に付記する方法により、契約書記載の家賃の月額をもって算定の基礎としている実態がわかりました。</p> <p>家賃の月額から控除すべき金額が算定できないため、直ちに過支給となるものではありませんが、共益費等の経費は家賃と区分して支払われている場合が一般的ですので、貸主の証明が得られないときの補充調査の方法など、より適正な支給が行われるよう運用について検討してください。</p>	
財産管理事務 1件	1 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの(540)	財産活用課
	<p>自動販売機に係る貸付けの予定価格の算定について</p> <p>県有施設における自動販売機の設置は、従来は行政財産目的外使用許可により行っていました。が、平成22年4月からは原則として公募方式による行政財産の貸付けにより行われています。</p> <p>ある現地機関において、設置されている自動販売機2台の貸付料予定価格は16,541円と19,188円でしたが、実際の貸付料はそれぞれ19,200円と640,500円で大きな差が生じていました。</p> <p>個々の販売機ごとに売上金額が異なることや、公募により決定されることから、貸付料に差が生じることは当然ですが、その差があまりにも極端であると思われます。</p> <p>このようなことが起こるのは、「自動販売機に係る行政財産貸付け事務取扱いについて」(平成21年12月10日付け21管第230号通知)において、貸付料予定価格算定の要素を、使用料の場合と同様に自動販売機が設置される建物の評価額と占有面積として、売上金額等の条件が算定要素に取り入れられていないことなどが影響していると考えられます。</p> <p>なお、使用許可により行った場合の使用料算定額は、占有面積の小数点以下を切り上げることから、2台とも26,466円となり、1台については公募により決定された貸付料が低額となってしまいます。</p> <p>また、財産活用課のまとめによると、平成24年3月の時点において公募した自動販売機貸付料の年額は1台当たり平均351千円となっており、使用許可の場合の平均11千円を大きく上回っています。</p> <p>これらの状況を勘案すると、現行の取扱いによる貸付料予定価格の算定方法には改善の余地があると言わざるを得ません。</p> <p>貸付けの更新期を迎える平成25年度に向けて、現状の貸付料や販売機ごとの売上金額などを反映させた適正な予定価格の算定がなされるよう検討してください。</p>	

企業特別会計

指導事項

分類	指導事項(分類コード)	課所名
財産管理事務 1件	1 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの(540)	企業局水道事業
	<p>廃棄した有形固定資産(軽貨物自動車)について、帳簿価額及び減価償却累計額を減額する処理をしていなかった。</p>	

(別表1) 定期監査の指摘事項等の件数

(分類コード) 指摘事項・指導事項・検討事項の分類	一般・特別会計				企業特別会計			
	指摘	指導	検討	計	指摘	指導	検討	計
1 収入事務関係								
・(110) 収入未済額の解消に努力を要するもの								
・(121) 使用料の算定を誤っていたもの								
・(122) 貸付料の算定を誤っていたもの								
・(123) 管理経費の算定を誤っていたもの								
・(124) 調定の時期が適切でないもの		3	1	4				
・(125) その他調定等に関する事務処理が適切でないもの	1			1				
・(130) その他収入に関する事務処理が適切でないもの		4		4				
小計	1	7	1	9	0	0	0	0
2 契約事務関係								
・(210) 契約書又は請書が作成されていないもの								
・(220) 契約書等の記載内容に不備があるもの								
・(230) 随意契約の理由等が適切でないもの								
・(240) 予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの								
・(250) 入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの		3		3				
・(260) 入札手続及び見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの		1		1				
・(270) その他契約に関する事務処理が適切でないもの	1	6		7				
小計	1	10	0	11	0	0	0	0
3 支出事務関係								
・(311) 職員手当支給の返納又は追給を要するもの		5		5				
・(312) その他職員手当支給に関する事務処理が適切でないもの			1	1				
・(321) 旅費の返納又は追給を要するもの		1		1				
・(322) その他旅費支給に関する事務処理が適切でないもの								
・(331) 工事請負費の執行が適切でないもの		2		2				
・(341) 委託費の執行が適切でないもの								
・(351) 役務費、使用料の執行が適切でないもの								
・(361) 備品購入費の執行が適切でないもの								
・(371) 需用費の執行が適切でないもの								
・(381) 予算執行が効率的・計画的でないもの								
・(382) 支出科目が適切でないもの		2		2				
・(383) 支出負担行為の時期が適切でないもの		1		1				
・(384) 事前審査に関する事務処理が適切でないもの		3		3				
・(385) 給付完了検査に関する事務処理が適切でないもの		2		2				
・(386) その他支出に関する事務処理が適切でないもの	3	1		4				
小計	3	17	1	21	0	0	0	0
4 補助金事務関係								
・(410) 交付決定等の事務処理が適切でないもの								
・(420) 実績報告書の提出が遅いもの								
・(430) その他補助金に関する事務処理が適切でないもの	1	1		2				
小計	1	1	0	2	0	0	0	0
5 財産管理事務関係								
・(510) 公有財産に関する帳票の整理等が適切でないもの								
・(520) 物品に関する帳票の整理等が適切でないもの								
・(530) 財産の有効利用等の努力を要するもの								
・(540) その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの		1	1	2		1		1
小計	0	1	1	2	0	1	0	1
合計	6	36	3	45	0	1	0	1

第3 重点監査

1 テーマ

行政財産目的外使用許可に係る減免等について

2 監査目的

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、財務規則第187条各号に該当する場合には、その使用を許可することができますとされており、使用料の額、使用料の減免について財産に関する条例（昭和39年長野県条例第17号。以下「財産条例」という。）に規定されているところです。

平成23年12月に策定された「長野県ファシリティマネジメント基本方針」において、県有財産の有効活用を図る具体的な取組方策の一つとして、行政財産の使用許可・使用料の見直しを掲げています。また、平成24年3月に「長野県行政・財政改革方針」が策定され、その中で受益者負担の適正化の観点から、使用料・手数料等の減免基準の見直しを検討することとしています。

このような方針を踏まえ、行政財産目的外使用許可に係る減免等の状況について、重点的に監査を実施し、今後の行政財産の使用許可・使用料の見直しに資することを目的としました。

3 監査対象

監査対象347機関において、平成23年度に行政財産目的外使用の許可をした、又は許可をしている案件（一時使用許可及び貸付けを含む。）について監査しました。

4 監査結果

行政財産目的外使用許可に係る減免等について監査した結果、指摘事項に該当したものが1件、指導事項に該当したものが5件あり、「第2 監査の結果」に記載しました。これらの該当機関に対しては、文書により改善を指示・指導し、措置・処理状況の回答を求めました。

また、上記以外の機関においては、行政財産に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められました。

なお、指摘事項や指導事項には該当しない事務上の問題点については、口頭による指導を行っていますが、「4の(6)行政財産目的外使用許可に係る事務上の問題点」（表-13参照）として整理しています。

(1) 行政財産の状況

行政財産の用途別の土地及び建物の面積は、表-1のとおりです。

表-1 行政財産の用途別の面積（平成24年3月31日現在）

用 途		土 地 (㎡)	建 物 (㎡)
県 有 財 産	庁舎・事務所	2,261,698	497,108
	学 校	5,650,341	1,361,718
	県営住宅	1,840,379	997,183
	社会・文化・体育施設等	3,390,651	410,597
	小 計	13,143,069	3,266,606
	企業局所管分	1,173,807	24,733
合 計		14,316,876	3,291,339

(注) 県有財産の山林88,407,766 ㎡は除いています。

(2) 行政財産目的外使用許可の状況

行政財産の目的外使用許可件数は、3,055件です。このうち、使用料を全額免除しているものは1,435件（47.0%）、一部減額しているものは46件（1.5%）であり、半数近い48.5%が減免を受けています。

これを、種類別にみると、「電柱」や「線下敷・鉄塔敷」で減免を受けている割合は、それぞれ4.9%、15.6%と低い状況にあります。一方、「建物」、「工作物」、「土地」については、減免を受けている割合がそれぞれ76.4%、66.7%、59.0%と半数を超えています。「建物」のうち「事務室」に限ってみると、422件（95.3%）が全額免除を受けており、一部減額を受けている17件（3.8%）と合わせると、99.1%が免除・減額を受けています。

「事務室」の許可件数は、全体の許可件数の14.5%ですが、使用料で見ると、使用料算定額では全体の算定額の26.5%、減免額合計の31.8%を占めています。また、算定額97,378千円のうち減免額は91,224千円で、算定額の93.7%が減免されています。（表-2参照）

表-2 使用許可件数等(平成23年度)

種 類		許可件数 (件)				使用料 (千円)		
		使用料減免		使用料 徴 収	合 計	算定額 (a)+(b)	徴収額(a)	減免額(b)
		免 除	減 額					
建 物	事 務 室	422	17	4	443	97,378	6,154	91,224
	そ の 他	257	7	213	477	91,065	20,172	70,893
	小 計	679	24	217	920	188,443	26,326	162,117
工 作 物		10	0	5	15	466	81	385
土 地		706	13	500	1,219	144,462	20,347	124,115
電 柱		33	9	814	856	10,799	10,422	377
線 下 敷 ・ 鉄 塔 敷		7	0	38	45	22,670	22,518	152
合 計		1,435 (47.0%)	46 (1.5%)	1,574 (51.5%)	3,055 (100.0%)	366,840 (100.0%)	79,694 (21.7%)	287,146 (78.3%)

(注) 一時的な使用許可(時間又は日を単位として短期間の使用許可をすること)に係るものは除く。

工作物: 高等学校の渡り廊下等

使用許可の相手方についてみると、公益事業者の許可件数が1,114件と最も多く、全体の許可件数の36.5%を占めています。次に、公共的団体の919件(30.1%)、市町村・広域連合の545件(17.8%)と続いています。

用途別にみると、「事務室」に係る許可件数のうち、公共的団体が414件(93.5%)と大半を占めています。「食堂」、「売店」、「自動販売機」に係る許可は、民間事業者がそれぞれ48.4%、83.7%、70.7%を占めていますが、公共的団体(社会福祉法人等)やその他(個人等)が設置するものもあります。

「土地」に係る許可件数では、公益事業者が1,037件(48.9%)と半数を占めています。これは公益事業者に係る許可件数の93.1%に当たります。主な用途は、電柱、線下敷・鉄塔敷、通信施設などです。また、市町村・広域連合に係る許可件数も、508件(24.0%)と多くあります。主に上下水道施設や防火水槽などの消防防災施設の埋設物に使用されています。(表-3参照)

表-3 使用許可の相手方及び用途(平成23年度)

(単位: 件)

用 途 使用者	建 物 (工作物を含む)						土 地 (電柱、線下敷・ 鉄塔敷等を含む)	合 計
	事務室	食堂	売店	自 動 販 売 機	その他	小 計		
市町村・広域連合	6	0	0	1	30	37	508	545 (17.8%)
公 共 的 団 体	414	8	20	18	88	548	371	919 (30.1%)
公 益 事 業 者	0	0	0	0	77	77	1,037	1,114 (36.5%)
民 間 事 業 者	0	15	123	53	3	194	136	330 (10.8%)
国 ・ 個 人 等	23	8	4	3	41	79	68	147 (4.8%)
合 計	443	31	147	75	239	935	2,120	3,055 (100.0%)

(注) 「売店」の件数には、高等学校等の昼食時のパン・弁当などの販売を含む。

「公共的団体」: 土地改良事業団体連合会、交通安全協会等

「公益事業者」: 水道事業・電気事業・ガス事業等に係る事業者

(3) 団体の事務室に係る使用許可の状況

ア 入居年数

表-4は、事務室に使用している公共的団体等の入居年数です。20年以上の団体が半数を超えており、庁舎建設当時から入居している団体も少なくありません。